

知らない間にあなたも犯罪者？

急激なパソコンの普及とインターネットの広がりの中、多くのハイテク犯罪も発生しています。“警察に捕まらないから犯罪じゃない”というわけではありません。便利なパソコンですが使い方を誤ると、知らない間にあなたを“犯罪者”にしている時もあるのです。法律違反を犯している意識のないまま、知らず知らずに法律を犯してしまうことのないように注意して下さい。

所有権？ 使用权？ ライセンスのハ・テ・ナ

パソコンのソフトを購入する事は、ソフトの使用权を得る事であり、所有権はあくまでメーカーにあります。ですから、ソフトの購入者はメーカーが定めた使用条件の下で使用する権利があるだけなのです。購入したからといって改変したり、コピーして配布するのは犯罪になります。

新しいパソコンを買ったので、古いパソコンをソフトがインストールされたままの状態です。

プリインストールソフト以外は、違法になります。ユーザー登録されたソフトの使用权は貴方にありますので、他の人が使用することは利用規約に反します。メーカーに使用权の譲渡を伝え、購入した人に再度ユーザー登録してもらわなければいけません。

友人がパソコンを買ったので、自分が使っている便利なソフトの体験版をCD-Rにコピーして渡しました。

体験版はメーカーの広告、宣伝活動の意味もあるので、通常、罪に問われる事は無いでしょう。しかし体験版でもソフトウェアですので、再配布を禁止している場合があるかも知れませんので、利用規約を確認しましょう。

会社で私が使用しているパソコンにマイクロソフトOffice2003Editionをインストールしました。でも、自宅に仕事を持って帰ることがあり、自宅のパソコンにもOfficeが必要になりました。会社で購入したOffice2003Editionをインストールしたいけど…？

このケース、一見すると違法に思えますが、マイクロソフトは条件付きで容認しています。条件とは1台がデスクトップ、もう1台がノートパソコンである事と、どちらのパソコンも同一人物だけが使用する事です。この条件を守れば1つのOfficeのライセンスで2台のパソコンにインストールして使用できます。ただし、Officeを購入したのが会社であり、会社がダメと言った場合はOfficeを持ち出せません。また、プリインストール版は他のパソコンにインストールしてはいけません。

パソコンを購入したばかりの友人がウイルスに感染してしまいました。私の持っているウイルス駆除ソフトをインストールして駆除してあげました。

家庭内であればほかのパソコンにインストールする事を許しているソフトメーカーもあるようですが、他人のパソコンの場合は不正コピーとみなされます。緊急時ですがオンラインウイルスチェックを使えば良かったですね。

ホームページは著作権のかたまり？

皆さんの中にもホームページを作成している方がいると思いますが、著作権や肖像権について考えたことはありますか？リンク集を作る時、リンク先に承諾を得ますか？トラブルにならない様に気を付けましょう。

自分のホームページにリンク集を作ったので、海外の無修正画像のアダルトサイトにリンクを張りました。

このケースは実際には送検されたが不起訴になった判例があります。合法と書きましたが、おすすめる事ではありません。

自分のホームページにいろんなホームページへのリンクを張りました。承諾メールが面倒だったので無断でリンクしました。

違法ではありません。しかしリンクを張るのはTOPページにして、メールで一言断りを入れるのがマナーです。

これも罪になるの？

最新曲のCDを買ってきて、CD-Rにコピーしました。すぐに原盤の音楽CDを買取業者に売りました。

私的な利用に限り、CDをコピーして原盤を売却しても罪には問われません。音楽業界やJASRACはこの問題を重要視していますが、CD-Rにコピーした原盤を持っていなければいけないという法律は現在のところありません。しかしメーカー側は次々にコピーできないCDを開発して、この問題に対処しようとしています。

偶然、芸能人に会えたので、デジカメで写真を撮りました。「一緒にお願いします、お願いすると快く撮影に応じてくれました。とっても嬉しかったので、自分のホームページに写真を掲載して、友人に自慢しました。友人は羨ましかったのか「訴えられるぞ！」と言っていました。

自分で撮影した写真だから著作権は自分にあり合法だと思えるかも知れませんが、この場合は肖像権の侵害にあたり、違法と判断されます。これは芸能人や有名人に限った場合ではありませんが芸能人や有名人の場合は写真そのものがお金になる場合があるので、特に気を付けなければいけません。「一緒にお願いします」と言って写した写真も同様です。勝手に掲載してはいけません。どうしても掲載したい場合は、公開する前にページを所属事務所に見せて許可を得ましょう。ほとんど場合は許可されないようですが、条件付きで許可が下りるかも知れません。

犯罪者にならないように・・・

違法コピーと著作権

違法コピーと合法コピーの違いは何でしょう？通常、音楽CDやソフトウェアのCDは個人利用である場合、原盤の破損に備え、バックアップとしてのコピーが許されています。この場合は合法コピーです。そしてこれ以外は違法コピーになります。この場合のコピーとはCDやDVDに“焼く”事だけをさしているのではありません。1ライセンスのソフトを複数のパソコンにインストールする事も不正コピーです。ある会社では1億円の損害賠償問題になった事もあります。最近のパソコンのソフトはインターネットを利用してユーザー登録やアップデート機能が使えますが、複数のパソコンから同じシリアルナンバーでの送信があったりすると不正コピーが分かるようになってきている場合があるかも知れません。著作権を守る為、メーカーもいろんな手段を考えています。

あまりにもパソコンが身近になり、著作物の複製が簡単な為、私たちは知らず知らずの間に、不正コピーと言う事に対する意識、罪悪感が薄くなってしまったのかも知れません。

こんなところに落とし穴！

マイクロソフト Office 2003

マイクロソフト Office 2003の動作環境をしていますか？
マイクロソフトは Office 2003の必要システムとして、
・Windows XP以上
・Windows 2000 (Service Pack 3)以上
を指定しています。
Windows MeやWindows 98はサポートしていません。実際にインストールを試してはみませんが、インストール出来ないか、インストールしても使用中に不具合が発生する恐れもあります。時代はもはやWindows XPなのでしょか・・・。
Windows MeやWindows 98のユーザーは気を付けましょう。

開発室から

今回は法律の問題を取り上げるにあたり、ソシム株式会社が発行している「知らなかったではすまされないパソコン＆ネットの落とし穴 保険的 法律ガイド」を参考にさせて頂きました。その中から、皆さんが普段何気なく行ってしまいそうなことをピックアップしてみました。本を読んでいると「えっ、これも違法なの」とか「何だ、これは合法なのか」というものがたくさんありました。いろんな例があつてとてもためになりました。この法律の問題は何回かに分けてお伝えしたいと思っています。法律問題を面白く解説している本はたくさんあります。皆さんも探してみたいかがですか？